

令和4年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価等について

1. 現状について

- 令和4年度診療報酬改定に向けて、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会（以下「分科会」という。）において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価（以下単に「評価」という。）に関する検討を行っている。
- 具体的には、本年2月から6月にかけて、学会等から合計908件の提案書が厚生労働省に提出された。今般、学会等からのヒアリングの内容とワーキンググループの意見を踏まえ、事務局において提案内容や重複提案の有無の確認を行ったうえで、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）」を作成した。

2. 令和4年度診療報酬改定に向けた対応について

（1）評価の対象等について

- 令和2年度診療報酬改定と同様の取扱いとする。
 - ① 医療技術評価分科会に提案書の提出された技術について
 - ・ 評価の対象となる提案は、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第13部「病理診断」、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第14部「病理診断」に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術であって、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができる技術に係るものに限る。
 - ・ また、提案書が提出された医療技術の実施に当たり、薬事承認されていない医薬品、医療機器又は体外診断薬を使用するものは、原則として分科会における評価の対象外とする。承認が見込まれるものについては、令和3年8月末日までに確実に承認取得が可能な場合のみ、評価の対象となる。
 - ② 先進医療として実施されている技術について
 - ・ 先進医療として実施されている技術についても、分科会における評価の対象とする。

（2）医療技術の体系的な分類について

- 令和2年度診療報酬改定において、平成30年度分（1年間）の手術分類（Kコード）に係るDPCデータの抽出・検証等を通じて、体系的な分類方法の検討、課題の抽出、特定の診療分野における試行的な導入等を検討することとされたことを踏まえ、厚生労働行政推進調査事業「公的医療保険における外科手術等の医療技術の評価及びその活用方

法等に関する研究」（以下「研究班」という。）において、関係団体等とも連携しつつ検討し、今後、その内容について分科会への報告を求ることとした。

（3）科学的根拠に基づく医療技術の評価について

- 既に保険収載されている医療技術の評価について

学会等が作成する「診療ガイドライン」等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療報酬上の評価や要件の見直し等を行うため、提案書において、

- 診療ガイドライン等における当該医療技術の位置づけ等を明記する欄を新設し、当該医療技術の評価の参考とする
- 当該医療技術に関連して、評価の見直しや削除等が可能と考えられる医療技術について、現在行われている医療技術も含まれることを明確化し、知見の提出を求める

こととした。

- レジストリに登録され、実施された医療技術の評価について

レジストリに登録することを要件として保険適用された医療技術については、レジストリへの登録状況及び当該医療技術の実績等について、関連学会等を主体として検証した上で、分科会への報告等を行うこととした。

3. 令和4年度診療報酬改定に向けた医療技術評価等の進め方について（案）

（1）評価の対象等について

- 本日の分科会において、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）」に基づき、各技術が分科会における評価の対象となるか否かについて検討することとする。

その結果、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術」とされたものについて、今後、分科会において評価を行うこととし、「医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術」とされたものについては、評価を行わないこととする。

- なお、先進医療として実施されている技術については、先進医療会議の検討結果を踏まえて評価する必要があることから、提案書等の資料を先進医療会議に共有し、先進医療会議での評価に資するために必要な連携を確保することとする。

- 令和4年1月を目途に開催予定の分科会において結果をとりまとめ、その後中央社会保険医療協議会（中医協）へ報告し、中医協総会において最終的な検討を行う。

（2）医療技術の体系的な分類について

- 研究班において、データの利活用の観点から、DPCデータを用いて、KコードとSTEM 7との突合を行っている。今後、検討結果について、研究班より分科会に対して報告を

受けることとし、それに基づいて検討を進めることとする。

(3) 科学的根拠に基づく医療技術の評価について

- 既に保険収載されている医療技術の評価については、診療ガイドライン等やレジストリへの登録等に係る項目を提案書に盛り込んでいたことから、引き続き、これらの観点を踏まえ、評価を進めることとする。

- ① 提案書においては、診療ガイドライン等における当該医療技術の位置づけ等を明記する欄を新設し、ガイドラインの見直し状況などについて、現状把握を行うとともに、評価の参考とすることとした。今般、提案書が提出され、医療技術評価分科会における評価の対象である医療技術のうち、提案書の「ガイドライン等での位置づけ」の欄において、「ガイドライン等での記載あり」とされたものは、478件であった。
- ② 今般、学会等から分科会に提案書の提出があった技術のうち、レジストリへの登録に関連して、ロボット支援下内視鏡手術に関するものは18件であった。さらにこのうち、レジストリへの登録状況及び当該医療技術の実績等について、関連学会等を主体として検証されたものは、13件であった。